

東海村水道事業公告第1号

東海村水道事業浄水場等運転管理業務に関して、公募により企業提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型企画提案競技）を実施する。

令和5年12月20日

東海村水道事業 東海村長 山田 修

1 業務の概要

(1) 業務名称 東海村水道事業浄水場等運転管理業務

(2) 業務の目的 東海村水道事業では、近年の人員適正化により、少ない職員数で効率的な事業運営を行っている。また、特殊かつ幅広い技術を要する水道事業において、近年発生している災害の大規模化や事故原因の多様化を踏まえ、災害や事故等の緊急時対応能力をいかに確保するかが大きな課題となっている。

本業務は、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することで、水道事業のサービス水準の維持・向上と、より一層の業務の効率化に加え、緊急時の対応強化を目指すものである。村と民間事業者との協働作業の範囲を見直し、管理体制・運営基盤のさらなる強化を進めるため、茨城県中央広域水道からの受水と久慈川の表流水を水源とした水道施設の運転管理業務、保守点検業務、維持管理業務、簡易修繕業務及びその他の業務を一括して委託し、安全で安定した水道事業の運営を持続的にを行うことを目的とするものである。

(3) 業務概要

ア 対象施設

業務の対象となる施設は、村が管理する水道施設のうち、管路施設及び給水装置を除き、現在運用している全施設とする（管路施設及び給水装置の維持管理は本業務に含まない）。

- ① 取水施設：表流水1か所
- ② 浄水施設：浄水場1か所
- ③ 配水施設：配水池、配水ポンプ等3か所（浄水場敷地内配水施設含む）

イ 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、対象施設の運転管理、保守点検業務を中心とした「維持管理業務」であり、次に示す業務である。

- ① 運転操作監視業務

- ② 巡視点検業務
- ③ 保守点検業務
- ④ 災害及び緊急時対応業務
- ⑤ その他業務

ウ 委託方式

本業務は、運転・維持管理業務を性能規定により一括して委託するものである。なお、水道施設の維持管理業務は、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託に該当しない委託とする。

(4) 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 委託の上限価格 金 281,000,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

2 参加者の募集

(1) 募集方法 募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型企画提案競技を実施し、東海村ホームページ及び東海村庁舎掲示板により公募する。

募集要領等は東海村ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(2) 参加資格等

ア 参加者の構成等

参加者は単独企業とする。なお、一部業務の再委託については村の了承を得た上で認める。

イ 参加資格要件

参加者は、以下の各項の要件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 東海村暴力団排除条例（平成 24 年東海村条例第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。
- ④ 東海村「入札参加有資格者名簿」に記載があること。また、公告の日において、東海村から指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- ⑤ 東海村、水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市若しくは那珂市に本店、支店又は営業所を有して事業を営んでいること。
- ⑥ 水道事業（上水道に限る）又は水道用水供給事業における維持管理業務（水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式による浄水処理施設で、浄水場等に 24 時間連続して常駐し運転管理を行う業務）を、元請として 3 年以上継続して履行した実績を有する者であること。

- ⑦ 浄水場において、水道技術管理者と浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有する者を責任者として配置できること。
- ⑧ 浄水場において、浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有している者又は、浄水場の運転管理・保全に関し 3 年以上の実務経験を有する者で、消毒剤・凝集剤等の薬品注入業務の経験者が配置できること。

3 募集に関する手続き等

(1) 募集及び選定等の日程

項目	日程
募集公告及び関係書類の公表	令和 5 年 12 月 20 日
説明会及び現地見学会	令和 5 年 12 月 21 日～12 月 28 日
施設確認及び資料閲覧	令和 5 年 12 月 21 日～12 月 28 日
募集実施要領等に関する質問の受付	令和 5 年 12 月 21 日～12 月 28 日
募集実施要領等に関する質問への回答公表	令和 6 年 1 月 4 日
参加表明書, 参加資格確認書類の受付締切り	令和 6 年 1 月 9 日
参加資格確認結果の通知	令和 6 年 1 月 11 日
企画提案書の受付締切り	令和 6 年 1 月 23 日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 1 月下旬
選考結果の通知等	令和 6 年 2 月上旬
契約締結	令和 6 年 2 月下旬

(2) 説明会, 施設確認及び資料閲覧等

- ア 実施日時 令和 5 年 12 月 21 日 (木) から令和 5 年 12 月 28 日 (木) までの期間において、希望者の希望日時を参考に村が調整し指定した日時 (事前申込制)
- イ 実施場所
 - ・説明会：東海村建設部水道課内 (所在：東海村東海三丁目 7 番 1 号)
 - ・施設確認：水道施設
 - ・資料閲覧等：東海村建設部水道課内
- ウ 申込方法 説明会参加・施設確認・資料閲覧等申込書に必要事項を記入し、電子メールにより「5 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。
- エ その他 募集実施要領等は配布しないので、各自持参すること。

(3) 募集実施要領等に関する質問の提出

- ア 提出期間 令和 5 年 12 月 21 日 (木) から令和 5 年 12 月 28 日 (木) 17 時まで
- イ 提出方法 募集実施要領等に関する質問書に必要事項を記入し、電子メールにより「5 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。

(4) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- ア 提出期間 令和 5 年 12 月 20 日 (水) から令和 6 年 1 月 9 日 (火) まで (土曜日, 日曜日, 祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く 9 時から 17 時まで。但し, 12 時から 13 時までは除く。)
- イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により

提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

ウ 提出書類 募集実施要領「第3 3 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

(5) 企画提案書類の提出

ア 提出期間 令和6年1月12日（金）から令和6年1月23日（火）まで（土曜日、日曜日を除く9時から17時まで。但し、12時から13時までは除く。）

イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

ウ 提出書類 募集実施要領を参照のこと。

4 受託者の決定等

(1) 委員会の設置 村は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「東海村水道事業浄水場等運転管理業務受託者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置している。審査委員会の委員は、村の職員により構成している。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施 審査委員会及び村は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

(3) 受託候補者及び受託者の決定 審査委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、審査委員会及び村の審査により受託候補者を選定する。審査は、参加資格の確認及び企画提案書等の審査により実施する。当該受託候補者の選定結果を踏まえ、村は受託候補者を決定し、契約交渉を行った後に受託者を決定する。審査の詳細については、提案評価基準を参照のこと。

5 本業務に関する問合せ先

東海村建設部水道課 担当：佐藤（重）、吉田

所在地 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711

F A X 029-283-2373

電子メール suidou@vill.tokai.ibaraki.jp